

鶴ヶ島市告示第31号

鶴ヶ島市外部の労働者等からの公益通報の処理に関する要綱を次のように定める。

令和4年2月22日

鶴ヶ島市長 齊藤 芳久

鶴ヶ島市外部の労働者等からの公益通報の処理に関する要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）に基づく外部の労働者等からの公益通報を適正に処理するため、公益通報に係る事務処理について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 外部の労働者等 次に掲げる者とする。ただし、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職の職員並びに同条第3項第2号及び第3号に規定する特別職の職員を除く。

ア 通報内容となる事実に関係する事業者には雇用されている労働者、当該事業者を派遣先とする派遣労働者及び当該事業者と契約関係にある事業者（以下「取引先事業者」という。）の労働者

イ 通報内容となる事実に関係する事業者及び取引先事業者の理事、取締役その他の役員

ウ 取引先事業者

エ アからイまでに規定する者であった者

オ エに規定する者のほか通報内容となる事実に関係する事業者の法令遵守等を確保する上で必要と認められる者

(2) 公益通報 次に掲げる者とする。

ア 法第2条第1項に規定する公益通報のうち、同項に規定する処分又は勧告等（以下「処分等」という。）の権限を有する市の機関に通報すること。

イ 第1号イからオまでに該当する者が、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的でなく、通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていることを当該通報対象事実の処分等の権限を有する市の機関に通報すること。

(3) 通報対象事実 法第2条第3項に規定する通報対象事実をいう。

(4) 市の機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及びこれらに置かれる機関並びにこれらの機関の職員であつて法律上独立に権限を行使することを認められた職員をいう。

(5) 主管課 公益通報に係る通報対象事実について処分等の権限を有する市の機関及び当該処分等に係る事務を所管する市の機関に属する課等をいう。

(通報窓口等)

第3条 公益通報及び公益通報に関する相談を受け付けるための窓口（以下「通報窓口」という。）を市民生活部産業振興課に置く。

2 公益通報は、面会、電話、郵便、電子メールその他適切な方法により行うものとする。

3 通報窓口は、公益通報としての通報があつたときは、通報者の秘密の保持に配慮しつつ、通報者の氏名及び連絡先並びに通報の内容等を確認し、様式第1号の公益通報書に必要事項を記入の上、受け付けする。

(公益通報の受理)

第4条 通報窓口は、公益通報を受け付けたときは、その内容により次の各号のいずれかの措置をとるものとする。

(1) 前条第3項の公益通報書の写しを適切な主管課に送付し、取り次ぐこと。

(2) 市ではなく他の行政機関が通報内容について処分等の権限を有する場合において、当該権限を有する他の行政機関を、通報者に対して遅滞なく教示すること。

2 主管課は、前項第1号の規定により送付を受けた後、当該通報を公益通報として

処理することとしたときはその旨を、公益通報として処理しないこととしたときはその旨を、様式第2号の公益通報受理（不受理）通知書により、通報者に対して遅滞なく通知するものとする。なお、不受理の場合については、その理由を付記するものとする。

（調査の実施）

第5条 主管課は、前条第2項の規定による公益通報の処理に当たっては、通報者の秘密保持に配慮しつつ、遅滞なく、必要かつ相当と認められる方法で調査を行うものとする。

2 主管課は、調査結果を取りまとめたときは、適切な法執行の確保及び利害関係人の営業秘密等に配慮しつつ、当該結果を通報者に対して遅滞なく報告するものとする。

（調査結果に基づく措置）

第6条 主管課は、調査の結果、通報対象事実があると認めるときは、法令に基づく措置その他適切な措置をとらなければならない。

2 主管課は、前項に規定する措置をとったときには、適切な法執行の確保及び利害関係人の営業秘密等に配慮しつつ、様式第3号の公益通報措置報告書により、通報者に対して遅滞なく通知するものとする。

（受理後の教示）

第7条 公益通報の受理後において、主管課ではなく他の行政機関が処分等の権限を有することが明らかになった場合は、当該主管課は、当該権限を有する他の行政機関を通報者に対して遅滞なく教示しなければならない。

2 主管課は、前項の場合において、適切な法執行の確保及び利害関係人の営業秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がない範囲で、当該公益通報に係る資料を通報者に提供できるものとする。

（秘密保持の徹底等）

第8条 公益通報の処理に従事する職員は、公益通報に関する秘密を漏らしてはならない。

2 公益通報の処理に従事する職員は、自ら又はその親族が当事者となっている案件

に関する通報その他利益相反関係を有する案件についての通報等への対応に
関与してはならない。

(公益通報の関連文書の管理)

第9条 通報窓口及び主管課は、公益通報の処理に係る記録及び関係資料について、
通報者の秘密の保持に配慮して、適切な方法で管理しなければならない。

(事業者及び労働者等への周知)

第10条 通報窓口は、市ホームページへの掲載等により、外部の労働者等からの公
益通報について、市内事業者及び労働者等に周知するものとする。

(処理状況の公表)

第11条 市長は、公益通報の件数、主な内容等について、各年度の終了後に公表す
るものとする。

(その他)

第12条 この告示で定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年2月22日から施行する。